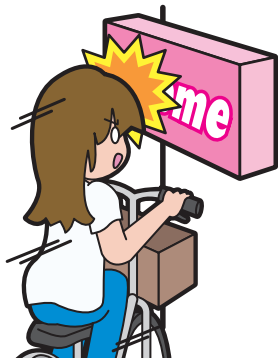


許可を受けられない物件

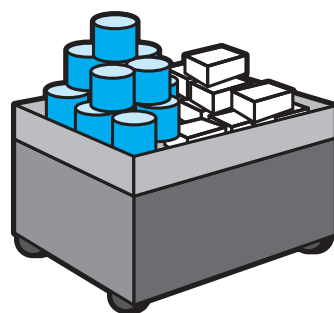
基準に適合しない物件



立看板・置看板



商品台

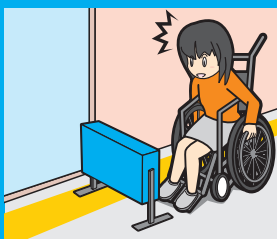


その他の例 固定式日よけ、商品、のぼり旗、エアコン室外機、フラワーポットなど

法令上許可できないこれらの物件を放置することは違法です。



交通の支障となり危険であるだけでなく、お年寄りや身体の不自由な方をはじめ、近隣の住民にとっても大変迷惑です。
また、緊急車両(救急・消防など)の速やかな移動に支障が出る可能性もあります。



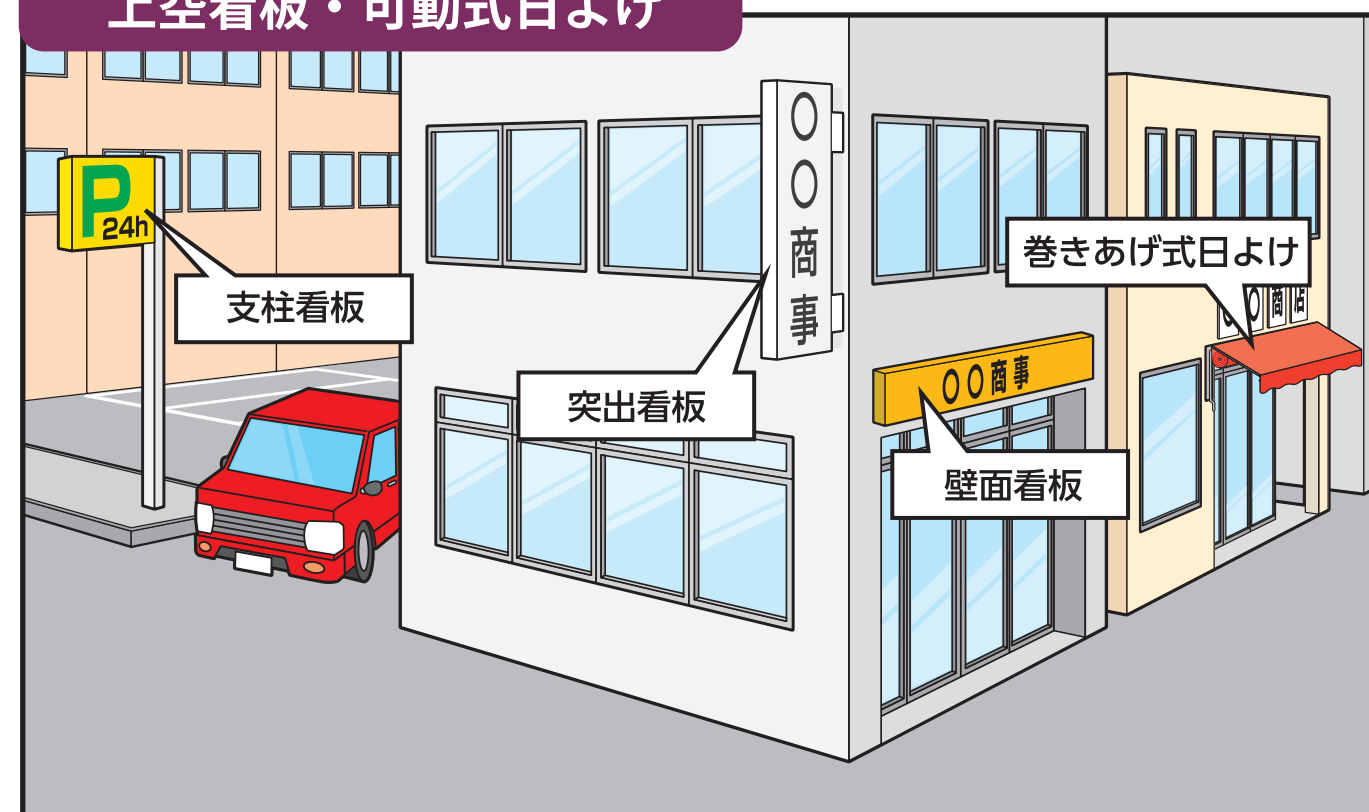
京都市では、担当職員が市内を巡回し違法物件の撤去指導を行っています。

看板・日よけの 道路占用について

道路の占用・許可・占用料

- 上空看板や可動式日よけを道路上に設置することを「道路の占用」といい、設置できる物件や出幅、高さなどについて基準が定められています。
- 道路を占用するには、許可を受け、定められた占用料を毎年納めていただく必要があります。

上空看板・可動式日よけ



■ 上空看板・可動式日よけを新しく設置する場合の申請先

土木みどり事務所名	管轄行政区	所在地	電話番号
北部土木みどり事務所	北区、上京区	北区大宮東脇台町8番地	075-492-3111
左京土木みどり事務所	左京区 (花脊・久多・広河原地域を除く)	左京区高野竹屋町4番地	075-791-9134
東部土木みどり事務所	東山区、山科区	山科区西野様子見町1番地2	075-591-0013
南部土木みどり事務所	下京区、南区	南区東九条下殿田町70番地2	075-691-3158
西部土木みどり事務所	中京区、右京区 (京北地域を除く)	右京区西院西貝川町31番地	075-871-6721
京北・左京山間部土木みどり事務所	右京区、左京区 (京北・花脊・久多・広河原地域)	右京区京北周山町上寺田1番地1	075-852-1819
西京土木みどり事務所	西京区	西京区桂乾町9番地	075-392-9260
伏見土木みどり事務所	伏見区	伏見区表町578番地	075-611-5371

京都市建設局土木管理部道路河川管理課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎3階

TEL.075-222-3564 FAX.075-213-0167

許可が必要な物件

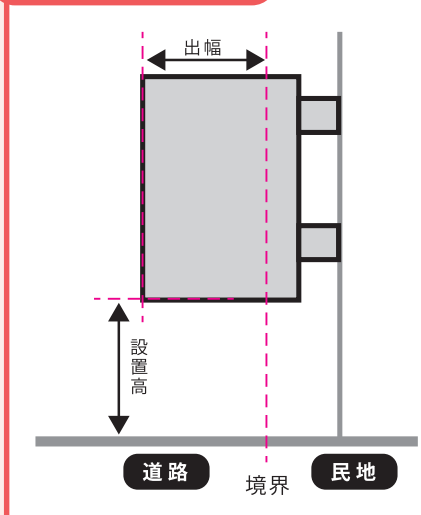


道路占用許可基準

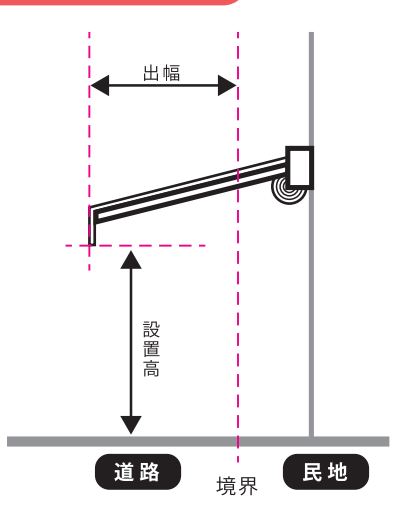
● 基準に適合しない上空看板・可動式日よけは許可できません。

	道路境界からの出幅	路面からの設置高
歩道	1.0m 以内	2.5m 以上
車道	0.7m 以内	2.5m 以上
	0.7mを超え1.0m以内	4.5m 以上

突出看板



可動式日よけ



※固定式日よけは許可できません。

道路占用料単価

● 上空看板や可動式日よけを道路上に設置するときは占用料を納めなくてはなりません。

		一般地域	商業地域
看 板	1 面（壁面看板）	7,700 円	10,010 円
	2 面以上（ちょうちんを含む）	5,775 円	7,507 円
可動式日よけ		2,000 円	
〔看板〕表示面積 1 ㎡当たりの年額、〔日よけ〕占用面積 1 ㎡当たりの年額			

※看板の道路占用料単価は7,700円です。ただし、商業地域にある看板については30%の増額となり、2面以上に表示するものについては25%の減額となります。

※用途地域に定める商業地域以外の地域が一般地域となります。

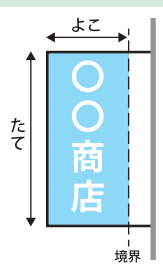
注意

- ① 4月1日時点で道路上に上空看板、可動式日よけがある場合には1年分の道路占用料を納めていただきます。
- ② 年度途中に撤去・民地内に収納された場合でも、納付済みの道路占用料は還付できません。
- ③ 固定式日よけは建築基準法に適合しないため、道路上に設置することはできません。また、道路上に上空看板等の屋外広告物を設置する場合は、道路占用許可とは別に、原則として京都市屋外広告物等に関する条例に基づく許可を受ける必要があります（問合せ先／都市計画局広告景観づくり推進課 [TEL 075-222-4137]）。

道路占用料計算例

[単位: たて・よこ・出幅・正面幅・・・m、表示面積・占用面積・・・㎡]

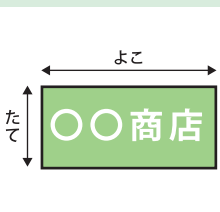
突出看板



表示面積
×
単価

※表示面積＝境界を越えた部分の【たて】×【よこ】
※両面の場合は、【たて】×【よこ】×2面

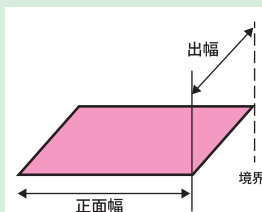
壁面看板



表示面積
×
単価

※表示面積＝看板の【たて】×【よこ】
※壁面看板の出幅は0.3m以下です。

可動式日よけ



占用面積
×
単価

※占用面積＝【出幅】×【正面幅】

法的根拠

- ① 上空看板や日よけを道路上に設置する場合は、あらかじめ本市の許可を受ける必要があります。また、道路に設置できる物件は、法律で認められたものに限りです。(道路法第32条)
- ② 道路上に物件を設置するためには、道路敷地外に物件を設置する余地がなく、かつ、本市が定める許可基準に適合していることが必要です。(道路法第33条)
- ③ 本市の許可を受けた場合は、毎年、道路の占用面積(表示面積)に応じた、道路占用料を支払う必要があります。(道路法第39条)
- ④ 本市の許可を受けずに物件を設置した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。(道路法第102条)
- ⑤ 故意に許可申請を怠り、道路占用料の支払いを免れた場合は、支払いを免れた金額の5倍相当(5万円に満たないときは5万円)の過料を科されることがあります。(京都市道路占用料条例第7条)